



平成 21 年 3 月 12 日



各 位

東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
株式会社エスグラントコーポレーション
代表取締役社長 杉本 宏之
(コード番号：8943 名証セントレックス)
(連絡先) 常務取締役 前田 嘉也
(TEL 03 - 5475 - 2230)

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成21年3月12日開催の取締役会において、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付にて同裁判所に申立てを行い受理され、直ちに同裁判所から弁済禁止等の保全命令及び監督命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。今後は、裁判所及び監督委員の監督の下、役職員一同、事業再生へ向けて全力を尽くす所存ですので、何卒、ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、平成13年設立当時からワンルーム・コンパクトタイプのマンションの開発及び販売等を主たる事業としており、平成19年6月期にはファンドへの売却が好調であったことや、大型のオフィス・商業系の流動化事業を積極的に行った結果、連結売上高377億円、経常利益23億円を計上するなど順調に業績を伸ばしてまいりました。

しかし、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融情勢悪化の影響により、日本における経済環境、特に不動産市況につきましても急激に悪化、また金融機関の不動産事業向け資金供給はほぼ全面的に停止し、近年における不動産市場活性化の牽引役でもあった不動産投資ファンドを始め、ディベロッパーやゼネコン等の経営に深刻な悪影響を及ぼし、当社につきましても分譲マンションの販売戸数の減少や販売価格の下落、ゼネコンの破綻による工期の遅れなどが発生し、また、これらに対処するために予定価格を大幅に下回る価格でのたな卸資産売却等を余儀なくされるなど、当社の収益状況及び資金繰りは悪化してまいりました。

この結果当社は、平成20年6月期において売上高320億円を計上したものの、棚卸資産評価損30億円等により48億円の純損失を計上し、純資産が8億円となりました。

さらに、平成21年6月期第1四半期において、借入金返済の為のたな卸資産の売却を進めたことから売却損失が発生した結果、2億円の純損失を計上し、6億円の純資産となりました。

このような事態に対処すべく、当社はさらなる経営合理化策として、賃貸仲介業を行う子会社を始め、家賃保証事業を行う子会社、賃貸管理・建物管理を主たる業務とする子会社等を売却し、経営資源をマンション分譲事業に集中させるとともに、たな卸資産の早期売却による有利子負債の削減、役員報酬の減額、人員の削減、本社事務所の移転による経費削減など、収益力の強化や資金繰りの改善のための方策を実行してまいりました。

しかしながら不動産市況は依然として回復の兆しを見せず、たな卸資産売却における損失計上及び資金繰りの悪化が続き、また金融機関による口座の凍結や、販売用不動産の分譲販売時における担保権の解除について金融機関からの返済金額の増額要請があり、その結果売買契約の解除等の事態が発生したこと、また開発中のマンションについてゼネコンの破綻が相次いだこと等により、たな卸資産の売却による資金回収が困難となり、今後予定されている借入の返済資金及び建築代金の決済資金等の目処が立たない状態となりました。

以上の事情により、当社は自力による事業再建は困難と判断し、事業の抜本的な再生を図るため、やむを得ず本件民事再生手続開始の申立てに至ったものであります。

2. 申立ての概要

- (1) 申立日 平成21年3月12日
- (2) 申立裁判所 東京地方裁判所
- (3) 事件番号 平成21年（再）第79号
- (4) 事件名 民事再生手続開始申立事件
- (5) 申立代理人 東京都中央区日本橋3-3-11 第一中央ビル6階
第一中央法律事務所

弁護士	神	部	健	一
同	赤	松	平	太
同	友	成		実
同	横	山		朗
同	金	田	真	明
同	小	野	貴	道

- (6) 監督委員弁護士 永 島 正 春

3. 負債総額

19,137 百万円（平成20年9月30日現在）

4. 今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び監督委員である永島正春弁護士の監督のもと、事業の更なる効率化及び収益力の強化を図るなど、事業再建へ向けて全力を尽くす所存です。

また、スポンサーのもとで事業再生を図ることも並行して検討いたします。

関係者の皆様に対しまして、多大なるご迷惑をお掛けしたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、当社の事業の再建に関し、ご支援とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

5. 証券取引所規則に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

名古屋証券取引所株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請は、行わない予定です。

以 上